

事務連絡
令和2年10月8日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の改正に伴う対応について
(周知依頼)

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号。以下「給付金法」という。)については、令和元年10月1日より開始されており、また、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)が令和2年6月5日に公布及びその一部が施行され、給付金法の一部が改正されたところです。

これに伴い、令和2年度においては、所得が前年より低下したこと等により、令和2年度に新たに年金生活者支援給付金(以下「給付金」という。)の支給対象となる方については、令和元年度と同様に簡易な給付金請求書(はがき型)等(以下、「請求書」という。)が送付されることとなっております(すでに給付金を受給している方については新たな手続きは不要)。

この給付金を受給するためには、日本年金機構(以下「機構」という。)等から送付される請求書の提出が必要です。

ご自宅や介護保険施設等で介護保険サービス等を利用している方の中には、給付金の支給要件を満たしている方(以下「給付金対象者」という。)が多く含まれると考えられます。

このため、給付金の請求手続き等に関して、給付金対象者等に対する必要な助言等の協力を行っていただくよう、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の改正に伴う対応について」(令和2年10月8日付け老高発1008第1号・老認発1008第1号・老老発1008第1号・年管管発1008第6号。厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名通知)を別紙の通り、各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛てに発出し、その周知を図っているところです。

つきましては、別紙の内容について御了知いただくとともに、貴会会員の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

(ご協力の例:ご自宅や介護保険施設等で介護保険サービス等を利用している

給付金対象者に給付金請求書等が送付された場合には、お手元へ届けていただくとともに、対象者等から助言等を求められた場合に、給付金を受け取るためには請求書の内容を十分に確認し請求書を返送していただく必要があることや、不明点については「ねんきんダイヤル」や年金事務所へ相談可能であることをお伝えいただく等)